（審査申立書の記載事項）

第十一条　（略）

２　（略）

（削る）

（調書）

第二十条　第三条の規定により委員会の作成する調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～四　（略）

五　審理を行つた委員の氏名

（審査の申立ての規定の準用）

第三十五条　第九条、第十条、第十一条第二項、第十二条から第十八条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、措置の申立てについて準用する。

（削る）

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則一三―四（給与の決定に関する審査の申立て）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一三―四―二

人事院規則一三―四（給与の決定に関する審査の申立て）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一三―四（給与の決定に関する審査の申立て）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
（審査申立書の記載事項） **第五条**　（略） ２　（略） （削る）	（審査申立書の記載事項） **第五条**　（略） ２　（略） ３　審査申立書には、審査申立人（代理人によつて審査の申立てをするときは、代理人）が押印しなければならない。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―〇―七〇

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

（審査申立書の記載事項）

第十一条　（略）

２　（略）

３　審査申立書には、審査申立人（代理人によつて審査の申立てをするときは、代理人）が押印しなければならない。

（調書）

第二十条　第三条の規定により委員会の作成する調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員がこれに記名押印しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

（審査の申立ての規定の準用）

第三十五条　第九条、第十条、第十一条第二項及び第三項、第十二条から第十八条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十五条並びに第二十六条の規定は、措置の申立てについて準用する。

第四章　雑則

（経過規定）

第三十六条　昭和五十一年五月二十五日から引き続き係属している災害補償についての審査の申立てについて、同日以前における規則の規定によつてされた手続は、同日後のこの規則の相当規定によつてされた手続とみなす。